

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

2026年4月1日から2029年3月31日までの3年間

2. 内容

«（女）女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供»

目標1：採用した労働者に占める女性労働者の割合を40%以上とする。

【対策】

- ・2025年10月より行っている女性専用求人サイトへの求人掲載を継続する。
- ・2026年10月～ 女子大学への個別訪問を拡充する。

«（次）・（女）職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備»

目標2：男性社員の育児休業取得率を60%以上とする。

【対策】

- ・2027年4月～ 育児休業休暇のうち2日間を有給とし、
男性が育児休業を取得しやすい環境づくりを進める。

«（次）・（女）過重労働防止に資するならびに職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備»

目標3：従業員全体の残業時間を月平均16時間以内とする。

【対策】

- ・2026年4月～ 毎月残業時間をモニタリングし、部門長へ振り返りを促す。